

オープンカウンター方式見積合わせ説明書

第二管区海上保安本部が調達する物品・役務の調達等に関して、オープンカウンター方式による見積合わせに参加する者（以下、「参加者」。）は、第二管区海上保安本部入札・見積者心得書によるほか、当オープンカウンター方式説明書を熟知し、かつ、遵守しなければならない。

1. オープンカウンター方式

オープンカウンター方式とは、会計法（第29条3第5項）に基づき実施する随意契約において、見積書を徴収する相手を特定せずに、参加者から見積書の提出を受け、予定価格の制限の範囲内で最低価格（売り払いの場合は最高価格）の参加者と契約の相手を決定する方式。

2. 対象

第二管区海上保安本部が調達する案件で予算決算及び会計令（第99条（第1号を除く））における少額随意契約に該当する契約のうち、当該方式によることが適当と認められる案件を対象とする。

3. 公告

- （1）オープンカウンター方式による調達案件は、第二管区海上保安本部ホームページに公告し、参加者を公募する。
- （2）第二管区海上保安本部が必要と認めるときは、上記のほか政府電子調達システム（「電子調達システム」。）又はその両方において調達案件を公告するものとする。これらの方法により、調達案件の仕様書を参加予定者に配付する。
- （3）その他、調達案件の内容に応じ担当課より直接の配布とする場合もある。
- （4）第二管区海上保安本部の都合により公告の取り消し、もしくは公告の訂正を行う場合がある。

4. 参加に必要な資格

参加者は、次に定める要件を全て満たす者と、調達案件の性質により、参加資格要件が加わることがある。

- （1）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必

- 要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 第二管区海上保安本部長から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業所又はこれに準ずる者として、国土交通省発注の業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - (5) その他、見積もり依頼書等で指定する条件がある場合は、当該条件に適合する者であること。

5. 参加等の意思表示

仕様書を受領した後、仕様書受領書を第二管区海上保安本部へ提出すること。

6. 同等品の選定

- (1) 仕様書において、納入予定の物品等の規格は、「同等品が可能」類の記載がある場合は、同等品による見積もり参加を認めることとする。
- (2) 同等品による参加者は、原則、見積書提出期限5日前（週休日、祝日を含まない。）までに「仕様確認申請書」のほか性能証明が明記しているカタログ等の資料を添え、担当課の確認、支出負担行為担当官の承認を必要とする。
- (3) 上記による承認を得てない見積書は無効とする。

7. 見積書の提出

- (1) 参加者は、第二管区海上保安本部入札・見積者心得書、本説明書、及び仕様書を熟読のうえ見積書を提出すること。

なお、暴力団排除に関する誓約事項については、見積書の提出をもって誓約したものと見なすこととする。

- (2) 見積書の提出にあつては、電子メール（見積書の押印を省略する場合、かつ、当庁の様式に限る）、郵送等にて提出すること。

※ 見積参加者の郵送費の削減のため、電子メールでの提出を推奨。

その他、見積書の様式は任意とするが、その場合は次の事項を記載すること。

ア 見積書の作成日

イ 宛名は「支出負担行為担当官 第二管区海上保安本部長」あて
（売り払いの場合は「第二管区海上保安本部総務部長」あて）

ウ 契約件名、品目等

エ 参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は称号及び代表者の職氏名）及び押印すること。

- (3) 参加者は、物品の調達にあつては本体価格のほか、輸送費、保険料関税等納入受渡しに要する一切の諸経費を含めた金額で見積もるものとする。
- (4) その他、必要な事項を記載すること。
- (5) 電子調達システムを利用しての見積合わせを行う契約案件については、参加者は当システムを通じて見積書を提出することができる。
- (6) 提出場所（契約に関する問い合わせ先）
9 8 5－8 5 0 7 宮城県塩釜市貞山通 3－4－1
第二管区海上保安本部総務部経理課入札審査係
T E L 0 2 2－3 6 3－0 1 1 1（内線 2 2 2 3 ～ 2 2 2 5）
F A X 0 2 2－3 6 2－4 6 4 4
電子メールアドレス jcg-2keiri@gxb.mlit.go.jp

7. 見積合わせ

- (1) 見積合わせは、見積もり依頼書に記載した日時に執行するが、その際、見積参加者の立ち会いは求めないこととする。
なお、見積書が揃い次第、見積合わせを早める場合がある。
- (2) 提出された有効な見積書のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格（売り払いの場合は最高価格）を掲示した参加者を契約の相手方とする。
- (3) 見積合わせの回数は、2回を限度とする。1回目の見積合わせにおいて契約の相手方が決定しなかった場合、当日中に2回目の見積合わせを行うこととし、1回目の参加者に電話にて連絡をする。
- (4) 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は予定価格に達した見積書が無いときは、オープンカウンター方式による見積合わせは成立しないものとする。
- (5) 見積合わせの結果については、参加者に通知する。

8. その他

- (1) 第二管区海上保安本部が必要と認める場合は、参加者に対して追加資料の提出を求めることがある。
- (2) 第二管区海上保安本部の都合により見積もり依頼途中であっても、案件を中止する場合がある。
- (3) 契約の相手側方として決定した者が正当な理由無く、業務を履行しない場合等不正又は不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置を講ずる場合がある。
- (4) 契約事項について不明な点がある場合は第二管区海上保安本部総務部経理課入札審査係へ照会すること。